

テーマ

「あなたの買い物で未来が変わる!？」

～知っているだけで、ちょっと違うエシカル消費～

- 講師／カライスコス アントニオス氏
- 日時／令和3年12月18日(土)
- 場所／香川県庁本館12階第1第2会議室



エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会や環境に配慮した消費活動です。消費者それぞれが、自分にとっての社会的課題の解決を考えたり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら、消費活動を行うことです。

私たちは、エシカル消費を、日常生活において実践するため、まずは「知る」こと、そして「行動する」こと、更に、周りの人たちに「伝える」ことが大切です。

たとえば、エコバックやマイボトルを利用する、食品ロスを減らす努力をする、フェアトレード商品・寄付付き商品・障害のある人の支援につながる商品・地元の農産物を購入することは、まさにエシカル消費です。

ひとりができる時に、できることから実践する。そしてひとりの取り組みが、みんなの取り組みとなり、大勢の力となれば課題解決に結びついていくという事を学習しました。



高松市消費者団体連絡協議会実行委員名簿

(令和3年5月1日現在)

No	団体名	氏名
1	木太地区消費者団体	岩村 久美
2	川添地区消費者団体	古川 由美
3	林地区消費者団体	佐藤 安子
4	三谷地区消費者団体	高井 幸子
5	仏生山地区消費者団体	佐々木敏子
6	川岡地区消費者団体	土居 幸子
7	檀紙地区消費者団体	安部千代子
8	弦打消費者団体	清水まり子
9	川島校区消費者団体	橋田 行子
10	高松くらしの会	浮田 孝子
11	太田地区消費者団体	森井 房枝

編集後記

今年度も昨年に続きコロナ感染症のため、消費者団体として活動が思うようにできませんでした。

こうした中でくらしの安全と安心を守る知識を蓄え、会員の方にお伝えできるようにと思っております。

● 編集委員
浮田 孝子／森井 房枝／岩村 久美／古川 由美／佐々木 敏子

高松市消費生活センター

消費生活センターにはこんな相談が寄せられています。

- ネット通販で健康食品や化粧品をお試しで購入したつもりが、定期購入になっていた。
- 金融機関やショッピングサイト等を装ったメールが届き、IDとパスワードを入力してしまった。
- 介護保険料の払い戻しのために、ATMへ行ってくださいという電話があった。

おかしいな?と感じたら、1人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。



消費生活出前講座のご案内

消費生活に関する情報や、最近多い消費者トラブル事例とその対処法などをお話する「消費生活出前講座」を実施しています。申込み方法等は、下記までお問い合わせください。

高松市消費生活センター(相談窓口)

TEL.087-839-2066

高松市役所1階 月曜日から金曜日 8:30～17:00(祝日及び年末年始を除く)



消費者だより

第68号

令和4年
3月発行

発行所／高松市消費者団体連絡協議会 事務局／高松市消費生活センター 電話／839-2067 FAX／839-2464

4月から「18歳成年年齢引き下げ」変わることは?変わらないことは?

高松市消費者団体連絡協議会 会長 橋田 行子

日頃は消費者活動に、ご協力ご賛同いただきたいへんありがとうございます。残念ながら令和3年度も新型コロナまん延防止重点措置が再度発令され、思うように事業を実施することができず、残念なことになりました。ジレンマもありましたが、消費者の問題や課題については、これからも引き続き発信できればと思います。

さて、令和4年4月から18歳で「成人」に。成年年齢の引き下げで変わることは?変わらないことは?

変わることは?18歳になれば一人で契約を行うことができます。例えば、親などの同意がなくてもクレジットカードを作ったり、携帯電話を契約したりできることとなります。車を買いたい、一人暮らしがしたいと思えば、ローンを組んだり、アパートの契約をしたりすることも法律上は可能になります。裁判員にも選ばれます。

変わらないことは?飲酒や喫煙はこれまで通り、20歳未満は禁止されています。ギャンブルもちろん20歳未満は禁止です。成年年齢の引き下げに合わせて少年法も改正されます。18歳や19歳は「特定少年」として引き続き少年法の適用を受け、保護されますが、17歳以下とは一部異なる取り扱いも設けられます。

さて、制度は4月から始まりますが、不安なことはたくさんです。成年になったばかりの若者を悪質業者は狙っています。無料商法、マルチ商法、投資詐欺、デート商法など。自分で契約できますが、自分で責任を負うことの社会経験が乏しいために、高額な商品をローンで買わされるトラブルに巻き込まれます。

国民生活センターの資料からどんな消費者トラブルが多くなるのかといえば、もうけ話など「お金」に関するトラブル、エステティックサービスや美容医療など「美容」に関するトラブルが「20歳～24歳」に多く、今後「18歳・19歳」にも増える恐れがあります。ダイエットサプリメントや除毛剤の「定期購入」などの相談件数は上位となっています。

それは、知識不足、うまい話に弱い、強い押しに断り切れない。「お金がない」を理由に借金やクレジット契約ができても、取り消せなくなる点です。未成年の場合は、親の同意が必要で、結んだ契約は原則取り消すことができますが、成年になるとそうした保護はありません。成年になれば、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

消費者教育は生涯にわたって学習できる環境づくりが大切と感じますが、最近では、メールやLINE・Facebook等を通じて怪しげなメール勧誘をきっかけとした、悪質商法に巻き込まれるトラブルが多く発生しています。情報社会の変化と共にその手口も見えなくなりました。社会経験が乏しい若者と共に、育ちあう「市民社会に向けて」私たち大人の知恵とサポートはこれからも重要と考えられます。

国民生活センターにおける商品・役務相談件数
(2020年平均値)

順位	相談内容	順位	相談内容
1	健康食品	11	移动通信サービス
2	デジタルコンテンツ	12	エステティックサービス
3	化粧品	13	内職・副業その他
4	商品一般	14	自動車運転教習所
5	出会い系サイト	15	四輪自動車
6	紳士・婦人洋服	16	オンラインゲーム
7	アダルト情報サイト	17	音響・映像機器付属品
8	賃貸アパート・マンション	18	かばん
9	他の役務サービス	19	インターネット接続回線
10	電気	20	ファンド型投資商品

民法改正に伴い、
18歳で可能になること

	現状	4月1日以降
ローンやクレジットカード、携帯電話、アパートなどの契約	親の同意が必要	親の同意なく可能
結婚	男性は18歳以上、女性は16歳以上	男女とも18歳以上
パスポート	5年有効のみ取得可能	10年有効も取得可能
飲酒、喫煙、公営ギャンブル	20歳未満は禁止	